

## 第 12 回

### 檜山北部3町合併協議会会議録

日 時 平成17年3月29日（火）13時30分

場 所 北檜山町健康センター

## 第12回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成17年3月29日（火）13:30～14:45

場所：北檜山町健康センター

1. 会議録署名委員の指名について  
付議事件の報告
2. 報告第1号 合併協定調印式以降の経過について
3. 報告第2号 新町の組織及び機構について
4. 報告第3号 町章図案の選定について
5. 議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会収支補正予算について
6. 議案第2号 平成17年度檜山北部3町合併協議会収支予算について
7. 議案第3号 檜山北部3町合併協議会の解散について

### ○出席委員

#### 大成町

副会長	花田千賀志	委員	高畑實	委員	大野忠勝
委員	奥村喜美男	”	濱口敬子	”	朝倉満

#### 瀬棚町

副会長	平田泰雄	委員	柳田真	委員	濱口勝利
委員	桜井明雄	”	用名要一	”	新保静夫
”	工藤芳江				

#### 北檜山町

会長	内田東一	委員	斎藤洋一郎	委員	酒井誠一
委員	真柄克紀	”	中山修身	”	石川文枝
”	中島勝則				

### ○第8条第2項委員

檜山支庁 小田千秋

### ○欠席委員

#### 大成町

委員 成田直彦

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣      副幹事長 小 林 義 悦      幹 事 越 野 邦 夫  
幹 事 高 野 利 広      幹 事 碓 谷 恵 一      幹 事 水 野 幸 雄

○協議会事務局

事務局長 道 高      勉      事務局次長 駒 谷 正 義      事務局次長 成 田 円 裕  
書 記 小 板 橋      司      町づくり推進係長 山 内 保 夫

## 開 会

(午後1時30分)

### (道高事務局長)

皆様には12月7日の合併協定調印式以来のごぶさたでございます。本日は、大変年度末等でお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまより第12回の檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

### 会長あいさつ

#### (道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長よりごあいさつを申し上げます。

#### (内田会長)

皆さん、こんにちは。本当に先ほど局長の方からもお話がありましたけれども、あと2日で新しい17年度を迎えるわけでございます。そうしたさなかに、大変お忙しいところをこうしてお集まりをいただきましたことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

12月7日、皆さん方のご協力をいただきまして、無事に調印式を終えたわけございまして、今日、82日目になるわけでございますけれども、きょうは12回の3町の合併協議会ということでお集まりをいただいたところでございます。

改めましていろいろ振り返ってまいりますと、いろいろと大変な問題もありましたけれども、皆さん方のご協力をいただきまして、無事に調印ができたということにつきましては、本当にうれしく思うわけでございますけれども、時のたつのは早いものでございまして、まだ十分に時間があるなと思いましたが、あと5カ月になったということでございます。これからもまたいろいろな諸問題というものは抱えているわけでございますけれども、ここまで来たわけでございますので、どうか皆さん方のこれからの特段のご理解とご協力を賜りながら9月1日の新町誕生に向けて、ひとつ皆さん方のお力をおかりしたいというふうに思うところでございます。今日はお手元に配付していただいております付議事件として案件がその他を含めて7件ございます。そういう中で、どうかひとつ今日はいろいろとご発言をいただきまして、合併に向かって前進するようにご協力を賜りますことをお願いを申し上げまして、簡単措辞ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

#### (道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに規約第10条第1項によりまして、会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は21名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきたいと思っております。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

(内田会長)

それでは、これより本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

#### 会議録署名委員の指名

(内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、柳田眞委員と高畑實委員を指名いたします。

#### 付議事件の報告

(内田会長)

続いて、付議事件の報告を事務局からいただきます。

(道高事務局長)

それでは、本日お手元に差し上げてございます議事日程の2枚目をお開きいただきたいと思います。

第12回檜山北部3町合併協議会付議事件報告でございます。

1. 会長から報告及び提案があった事件は次のとおりである。

報告第1号 合併協定調印式以降の経過について

報告第2号 新町の組織及び機構について

報告第3号 町章図案の選定について

議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会収支補正予算について

議案第2号 平成17年度檜山北部3町合併協議会収支予算について

議案第3号 檜山北部3町合併協議会の解散について

以上のとおり報告する。平成17年3月29日、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

#### 報告第1号 合併協定調印式以降の経過について

(内田会長)

続いて日程第2、報告第1号 合併協定調印式以降の経過についてを議題といたします。

事務局長から報告第1号の議案について説明をいただきます。

(道高事務局長)

それでは、先に送付させていただいております議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号でございます。合併協定調印式以降の経過について。

合併協定調印式以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成17年3月29日提出、檜山北部3町合併協議会会長。

2ページをお開きいただきたいと思います。

檜山北部3町合併協定の調印式以降の経過でございますが、平成16年の12月7日の日に合併協定の調印式を委員22名、特別立会人1名で行ったわけでございます。この場所で午後3時から調印が行われたということでございます。

平成16年12月21日に、それぞれ大成町議会、瀬棚町議会、北檜山町議会におきまして廃置分合関連の5議案の議決につきましてそれぞれ採決をされております。それぞれの議会における採決状況については、ごらんとおりとなっております。

平成17年1月17日に3町の廃置分合について道知事へ申請をいたしましたわけでございます。檜山支庁長室で3町の町長が持参、提出したわけでございます。

平成17年1月19日に合併特例法第9条の4の規定に基づく一部事務組合等に対する通知を3町長連名で行ったわけでございます。これは、合併関係市町村の長は知事へ合併申請を行ったときは、直ちにその旨を加入する一部事務組合などの管理者等に通知しなければならないということでございまして、この規定に基づきまして、衛生センター組合、檜山広域行政組合、檜山北部広域連合などに対して、3町長連名で行ったわけでございます。

続きまして、平成17年3月24日でございますが、廃置分合にかかわる道議会の議決がされたわけでございます。そしてまた、郡の区域決定に関する道議会の議決もされております。

下の方にまいりますと、合併に関する協議書の締結ということでございます。これはそれぞれ各町議会の中で議決されたものを持ちまして、3町の町長がそれぞれ廃置分合に伴う財産処分に関する協議書、それから議会の議員の定数に関する協議書、それから議会議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の在任に関する協議書、それから合併特例区設置等に関する規約の協議書にそれぞれに署名いたしまして締結したわけでございます。これが平成16年12月22日にそれぞれ締結しております。

続きまして、次の3ページをご覧くださいと思います。

このスケジュールにつきましては、9月1日の新町へ向かって事務事業などの準備を滞りなく進めていくために、きちんとした合併準備のための組織体制を築く必要があるということでございまして、3町長によりまして合併準備組織を協定によりまして設置したわけでございます。現在、それぞれ各部門ごとによって、合併の8月末までに作業が進められているということでございます。その合併準備が各部門によってどのように進めていくのかということである程度の目安をつくりまして、これが全体スケジュールということでございまして、参考までに各委員さん方にもお知らせをしてみたいということでございます。

概略を申し上げたいと思います。

まず、合併協議会の方でございますけれども、今日3月29日に第12回を開いております。合併協議会のこれからの役目といたしましては、協議会には三つの事務の内容があったわけでございます。一つ目は、合併の是非を含めた関係町の合併に関する協議ということで、これは調整項目について

の協議をしていただいたわけでございます。それからもう一つは、新町の建設計画の作成ということで、この大きな事務の調整をしていただきまして、これを終わったわけでございますが、それ以外に関係町の合併に関して必要な事項ということがもう一つ役目としてあるわけございまして、そういうことでこれから17年度におきましては、5月と7月と8月の大体3回ぐらいの協議会を開催させていただきまして、これまでの準備事務における中で町民に特に周知する必要があるとか、合併協議会の方に調整項目の中でお知らせすることになっております特別職の報酬関係等、それぞれについてこの協議会の中で報告をしてご意見をちょうだいするというような役目をお願いしたいということでございます。これが大体8月までに3回程度を予定しているわけでございます。

それから、議会の方ですが、これも6月に合併協議会の解散議決だとか、一部事務組合の脱退等の議決だとか、こういったものが法律的にも議会の議決行為というものが伴うわけございまして、この時期にお願いしたいということで立てておるわけでございます。

あと8月になりますと、専決処分関係の事前説明だとか臨時会の開催等のことも一応予定としております。

それから、議長会、町長会、助役会、教育長会につきましては、それぞれ事務事業、作業を各専門部会等で行っておりますけれども、それぞれにかかわる最終調整につきまして、その都度こういった会によりましての協議を開いて、事務事業の調整を決定していただくということでのスケジュールでございます。

それから、行財政専門部会、それから保健福祉専門部会、産業建設専門部会、教育専門部会ということで、これは合併協議会の中におきましてもこのような専門部会を設けておりましたけれども、改めて今度は、3町の全職員にそれぞれ加わっていただくという組織を新たにつくりまして、このような調整を8月までに行っていくということでございます。それぞれの専門部会におきましては、一応目安としてこのようなことを掲げております。

行財政専門部会でありますと、七つの分科会があります。議会関係、それから財政、総務、税務ということでのそれぞれが担当する部門について、調整をしていくということでございます。

それから、保健福祉部会の方では、介護保険事務の準備室ということで、これが4月から設置をいたすということで、あと準備作業が進められるというわけでございます。あと、産業建設、教育専門部会については、このような一応方向性の中で進めていくということでございます。事務局といたしましては、このようないろんな合併協議会のほかにそれぞれの会合の総合調整に対する役割を合併準備の方の組織として、兼務でやらせてもらうということで組織がえをされたわけでございます。8月までにこのような段取りで進めていきたいということで、後でまたお目通しをいただきたいと思っておりますけれども、一応概略スケジュールにつきまして説明をさせていただきます。

以上でございます。

#### (内田会長)

ただいま事務局から説明をいたしました合併協定調印式以降の経過については、報告事項として了承していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

## 報告第2号 新町の組織及び機構について

(内田会長)

それでは続きまして、日程第3、報告第2号 新町の組織及び機構についてを議題といたします。  
事務局長から、報告第2号の議案の朗読をいただきます。

(道高事務局長)

それでは、4ページ目でございます。

報告第2号 新町の組織及び機構について。

新町の組織及び機構について、別紙のとおり報告する。

平成17年3月29日提出、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

続いて、組織機構の内容説明について、行財政専門部会長の高野課長よりいただきます。

(高野行財政専門部会部会長)

それでは、組織機構図は5ページに載っておりますけれども、その前にせたな町組織機構整備方針という別冊で資料が行っているかと思えます。よろしいでしょうか。

組織機構につきましては、専門部会で再三再四、あるいは幹事会等で協議し、さらに町長会です承、承認を得たというものでございます。この整備方針の中でご説明申し上げますけれども、最初に1として基本理念、①、傍線部分でございますけれども、効率的で適正な規模の組織機構とするということです。②、これも傍線の部分ですけれども、住民重視の組織機構を整備するということです。

そして、大きな2番として、組織機構の整備の考え方なのですが、1番の組織機構整備における課題ということで、(1)に新たな組織機構のあり方ということで、合併時から新町の理想となる組織機構の整備を図ることは困難であり、合併による行財政の効率化や新町としての一本化などの状況の変化も見定めながら、新町において行政改革を進めていくと。そして、(2)で職員の適正化ということで、職員の適正化計画を策定しまして、適正な職員配置に努める必要があるということです。

そして、2番目ですけれども、時系列による組織機構の基本方針ということで、組織機構の整備を3段階に分けて行うということにいたしました。それで、第1期といたしましては、暫定整備期間といたしまして、9月1日の合併時から来年3月31日まで、平成17年度です。この期間を第1期の暫定の整備期間といたしまして、合併時の組織機構の整備は合併直後の住民サービスの提供や各



種事務事業の取扱いに支障を来さぬことを最大の目標とし、制度上及び合併のメリットを生かす上で必要な統合を除いては、現行体制を基本とした暫定的な組織機構とするよと、そういうことです。

次に、第2期といたしましては、経過的整備期間ということで、先ほどの第1期の期間の終了から、合併特例区が設置されたわけですけれども、その合併特例区終了期間、つまり第1期終了後から合併特例区の終了期間5カ年、この間において新町建設計画の事業実施の状況、それから事務事業の統合の状況、また職員の計画的管理等を勘案して、随時組織機構を見直していきますよと。

そして最後に、これは第3期になるわけですけれども、合併特例区の5年間の終了した後の整備期間ということで、合併特例区の設置計画期間が終了し、新町建設計画の事業実施の状況を勘案し、その後の組織機構の整備においても、住民ニーズや社会情勢等を踏まえて随時組織機構を見直していくと。要するに、段階的に理想に近い組織機構にしていこうというものでございます。

次に、下の方ですけれども、具体的な組織機構の整備の方針ということで、先ほどの2の時系列による整備の方針に基づきまして、次のように定めております。

第1期の組織機構の検討ということで、2ページに行きますけれども、アといたしまして、新町で設置する支所の位置づけ、新町においては地域振興の拠点としての機能を備えた総合支所としているので、それぞれの地域に行政機能や業務機能等の核を有した上で、これらを結ぶ交通、情報ネットワーク等が整備されるなど、新町全体として一体的かつ均衡ある発展が望ましいと。

次イとして、本庁に統合する業務の位置づけといたしましては、①の新町の政策、新町全体に係る施設等の検討、立案部門、これについては本庁業務だよと。それから②、全町的な総合調整や体外的な折衝を行う部門、これも本庁。それから③の管理事務を行う部門。それから④、全町的な事務事業の連絡調整、それから⑤、その他本庁に集約して処理をすることができそうな業務、ということが本庁業務に位置づけでおります。

そして、ウの出先機関の取扱いですけれども、次に掲げる出先機関は総合支所の管理とするということで、保育所、保育園、老人ホーム、在宅介護支援センターだとか生活支援ハウス、訪問看護ステーション、あとは大成の水産種育苗成生産センター、瀬棚のB&G海洋センターと大成の図書館、これらについては出先機関の取り扱いだよということにしております。

それで次に、第2期、第3期の組織機構の検討ということで、これらは合併直後の組織改編と事務事業の統廃合過程で生じる住民生活への影響を回避した段階で、人事交流を含めた組織機構の見直し、再編成が必要となると考えられるということでございます。

次に、途中省略しまして、4番目の現有庁舎の活用等ということで、庁舎、現在の3庁舎は現状のまま有効に活用するという事です。

次に、3ページ目に行きまして、以上の検討結果を踏まえて、まとめといたしまして、新町の組織機構の整備方針は次のとおりとし、常に組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとするということです。そして、傍線の部分の整備に係る基本方針、先ほどの検討項目の中に重複いたしますので朗読しませんけれども、丸印で統括整備方針としては①から⑧まで、それから個別整備方針としては①から③ということです。①では、本庁、総合支所の役割や職員配置等については随時見直すものとする。それから②については、アイウエオと、これも先ほどの検討

の事項の中で申し上げたとおりです。③番目の庁舎は現状のものを有効活用するという事です。

これらの整備方針を踏まえて、5ページの方の組織機構図の方に入って行くわけですが、これは組織機構図ですが、あくまでも先ほど説明いたしました9月1日第1期の暫定整備期間の組織機構図としてとらえていただきたいと思っております。図面の機構図の右の上の方には、議会事務局、監査委員事務局、それから選挙管理委員会、農業委員会とありますけれども、これらの事務局は本庁に設置しますということです。

それから次、本庁の部門ですが、本庁には総務課、企画課、町民課、保健福祉課などを含めて8課。それから右側三つ目に行革分権推進室、右から総務課、企画課、行革分権推進室、これを設けております。この行革分権推進室は、合併後に調整する事務事業の窓口や新町建設計画の進捗管理状況の把握、それからさらに、国・道からの権限移譲というものをこれから相当数来る予定になっております。そして、それに広域行政対応の総合窓口として、その任務に当たってもらうということでございます。

次に、支所の関係でございまして、区長が支所長を兼務するという形にいたしました。区長が支所長を兼務するという事です。大成総合支所は5課です。総務課、財政課、町民課、産業と建設課があります。そして瀬棚総合支所は6課となっております。ある程度名称等については統一を図りましたが、一挙に全部を変更してしまうと、住民に戸惑いを生ずる恐れがあるということで、一部現行の組織を残した形となっております。

それから次、右の方ですが、教育委員会の関係ですが、現在3町とも教育委員会事務局は3町には1課ずつしかございせん。合併後は本庁を2課制、企画総務課、生涯学習課にいたしましたわけですが、支所につきましては、大成、瀬棚にそれぞれ、教育事務所という形で設置しまして、各学校の伝票整理や社会教育・社会体育施設、これらの維持管理に当たっていただく職員を配置しようとするものでございます。現在、正職員ですが、これは資料に載っておりませんが、昨年の4月1日現在で3町で特別職を含んで365人おりました。ことし、17年の4月1日、もう既に3町とも退職者も含めて内示が出たわけですが、3町でちょうど350人ということで、15人減員しております。これらは定年退職及び一般退職される職員がいたわけですが、退職不補充ということで15人減員となっております。もちろん3町とも、条例定数を大きく割っているところでございます。

いずれにいたしましても先ほど申し上げたとおり、新町建設計画の事業実施の状況や事務事業の統廃合の状況、それから職員の適正管理に基づきまして、随時機構改革しながら理想の組織機構に持っていかなければならないと思っております。

以上です。

#### (内田会長)

ただいま新町の行政組織機構の体制について、内容の説明をしていただきましたが、特に説明の中でお聞きしたい点がありましたら、お伺いをしたいと存じますが、どなたかご質問ございますでしょうか。

**(高畑委員)**

ただいま部会長さんから機構図つくりの中身を1期、2期、3期と分けた中で9月以降の新町の一つの改革論を含めながら進めていきたいと、このような今内容説明がございましたが、私一見こういうふうな機構図を見まして、この機構図をやはり幹事会の方で恐らく大成町、瀬棚町、北檜山町という3町の現在までの機構図をそのまま上げてきたのではないのかなという感じで、今質問しているのです。それを縮小して9月以降のこの機構図の改革を図るのだという中身がもしあったならば説明してもらいたいし、今質問したとおり、いや、そのまま現町の機構図をそのまま上げてきましたというのであれば、今1期、2期、3期の中でじっくりと財力を考えながら、ひとつこの新しい機構図に向かって進んでもらいたいと、こういうような考えで今質問したわけなのです。その辺どうなのでしょう。

**(内田会長)**

そうしますと、この機構図というのは、新町になったときに改めてそうした思い切った行政改革といえますか、そういうのを考えているのかどうかと。このままでいくのか、あるいはまた新町になったときにそうした改革をされるかということですね。その点について幹事会の方で説明してください。

**(福島幹事長)**

今の組織機構の関係でありますけれども、先ほど部会長の方からも説明いたしましたように、本年度につきましては、9月から合併をするというようなことで、8月までは旧町でそのままの形でやっているわけがございますので、それを9月1日に一挙に変えるということになりますと、住民のやはりそういうサービス面、あるいはまた不安というようなものにつながってくるのだろうというふうなことも考えられますので、できるだけ現状のままを維持するという形で来年の3月までいきたいと。そして、それ以降については先ほども申し上げましたように、2期、3期の中でできるだけ改革すべきものについては改革をしながら、住民の皆さんに不便をかけないようにしながらやっていきたいというふうに考えているわけがございます。したがって、来年4月以降については、それに向けてさらに検討をしつつ進めていくということになるかと思えます。そういうことでご理解をいただければというふうに思っております。

**(高畑委員)**

なぜこういうことを質問するかというと、もともと会長さんは町長という一つの首長の行政をつかさどる責任者でもありますから、重々内容はわかって承知しておると思うのですが、やはり合併町村というのは、最初からできたならば、最初からこういうような機構づくりに対して、町民に対してやはり説明できるような、例えば、1期、2期、3期に分かち合っても、やはり1期目はこういうような一つの段取りで考えていると。2期目はこういうような一つの施策を講じていきたい

と思うという、私は考え方を親切に教えてもらえれば、僕らはやはり町民に対してもそのとおり説明していけるだろうと。このような観点から、このままいくと、このような莫大な町の機構図になってしまうので、これは合併町村として大変な一つの内容になってくるのではないかと心配しているのです、はっきり言って。その辺ひとつ年次を経ながらせじ詰めるものはせじ詰める、縮小するものは縮小しながら、ひとつ制定に取り組んでもらいたいと、このように要望して終わります。

#### (内田会長)

要望でよろしいでしょうか。

では今、高畑委員の方から要望という形の中で、これからのいわゆる機構改革については、やはり町民にわかりやすいような将来構想をやっぱり示すべきでないかというような、そういうご意見でありました。先ほど部会長、幹事長の方からも話がありましたけれども、この機構図というのは最初でございますので、あまり最初からそういう縮小といいますか、そういうことをすると、やっぱりそれぞれの町民の皆さん方が将来的な不安を抱くのではないかというようなことから、今回、小幅といいますか、そういう中で現状の維持というような形の中でこうした機構図をつくったわけでございます。今高畑委員の言われるとおりに、将来的にはやはりこのままでいくというわけにはいかないというようなことで、今後それらについての案、計画というものはきちっと出しておくべきだというようなご意見ございました。そういうことで、これらについて関連してでも結構ですけれども、ほかにご意見ございますでしょうか。

#### (柳田委員)

高畑委員の発言とよく似ているような気がするのですが、確かに説明のとおり、合併のときすぐから、組織機構の整備ということについては、いわば満点というか、満点に近いような形にするというのは、なかなか容易なことではないというよりも大変だというふうに考えますので、そういうことを考えながら段階をつくりながら進めていくということになったのでしょうか、一面、例えば3町が一つになった場合、このような組織の機構というものを考えたときに、例えば大成町から瀬棚町に来て住みたい方もいるかもわからないし、北檜山から大成町へ行って住む、そういうときに、町民の1人として考えてあげなければいけないことは、例えば北檜山町の戸籍係が町民課だと。大成は戸籍年金係というのが町民福祉課であると。それで、瀬棚町は総務課であるというようなことから考えれば、こういうことの扱いというのは、やはり早く同じ名称ということにも結びつけてあげなければいけない問題ではないのかなと思ったりします。やはり、担当課が同じ名称でなければ、何か変な言葉でいえば合併という気分になれないというか、やはり扱いにくい問題でないかな。この課では旧町のどこどこでやっているけれども、別な町ではやっていないとかということのないように、このことだけは一日も早く、扱いする担当課というものについてきっちり形を整えてあげるのが一番いい方法ではないのかなという、これも要望になるのかもしれませんが、ぜひともこのことについては、扱いを早くすべきでないかなと思っております。

**(平田副会長)**

私の方から言うのもちょっとおかしい話かもしれませんが、やっぱり庁舎の活用方法として、三つある中の総合支所方式をこの協議会で決定したわけです。一つは本庁方式というのと、それから分庁舎方式と総合支所方式と、三つの庁舎活用というか組織運営体というものがあるって、極端に現在よりも組織が変わらないようにということで総合支所方式をこの協議会で決定したその趣旨に基づいて今こういう組織図になっていると思うのです。だから、1期、2期、3期という中でどの時点で、いずれは本庁方式に持っていくのだろうけれども、やはりそこには現在の職員数の問題であるとかさまざま、行政改革やっていかなければならない面もあるし、それに合わせた移行措置というのは当然将来やっていくことになると思うので、今、半年か1年という中で現在の職員数それほど減っていないので、それと住民サービスの急激な変化と先ほど幹事長の方からもあったように、そういうことですから、何年くらいでこれを移行していくのかという考え方はあると思うのですが、やっぱり高畑委員さんの考えているような方向には徐々にしていく方向ではないかと、そんなことは私ども町長会議の中でも議論しているという内容でございます。

**(内田会長)**

今、柳田委員のご質問の内容というのは、いわゆる一つ組織機構の中で、例えば今、戸籍ということなんですけれども、北檜山区においてはその戸籍というのは町民課である。そして大成については町民福祉課、それから瀬棚は総務課が扱うというようなことで、新町の町民にしたらちょっとどうも迷うというか、理解がなかなかできないのではないかなというふうなことから、これは統一をすべきでないかという、ご意見ですね。そういうことでよろしいのですね。これらの問題について、幹事会の方で何か議論といいますか、そういうものがありましたか。

**(高野行財政専門部会部会長)**

当然今、瀬棚の町長さんからもお話しありましたとおり、部会の方でも、まず3町の課の名称を、3町というか1町になりますけれども、課の名称をまず統一した方がいいのではないかなということ、これは一番最初にありました。しかし、本当はそれが原則なのでしょうけれども、やはり現在の名称を変更して、さらに仕事の内容も別なところに移動するとなると、これはやはり一挙に変更すると、町民に戸惑いが生じるのではないかなということで、当面この暫定期間でありますから、9月1日の暫定期間においてはとりあえず今までどおりの名称と、一部名称も変更しておりますけれども、その取り扱いについては3町がそれぞれの今まで同じ部署でやってもらうと。そして、半年くらいたって落ちついて、次の機構改革をやる時点では、これはやはり課の名称も、あるいはそれぞれの取り扱い部署の名称も統一した方がいいのではないかなということで、専門部会の方ではそのように協議が終了しております。

**(内田会長)**

そういう今の質問について、それでよろしいですか。

そのほかにございませんでしょうか。

**(真柄委員)**

今、皆さんおっしゃったことそのとおりだと思います。これはできれば今言う来年4月あたりに、少しずつでも進んだ形でこんなパターンの案だということを考えているようなことが示されれば、先ほど高畑委員のおっしゃられることも、町民に対してのアピールとしては、決して絵にかいたもちでない、そんな立派なものではなくても、これで少しは形の方向性が見えるものが案としてつけてもいいのではないかという気はします。

それと同時に、これは北檜山の産業振興課の中にある農業センターの位置づけなのですけれども、ただ逆に、会長、こういう独自の町で持っているとはいいながら、三つの町にまたがってきちっとこれから仕事をしていける可能性のあるこういう施設、こういうものに関してはむしろ私は新年度からでも三つの中で一つしかこれはないわけですから、逆にほかの町にもないものがあるとしたら、それは構わない。そういうところは三つ共通の位置づけというような形の中で有効活用していくという形を、私はむしろとっていく方が、ほかの町の人方も使いやすいし、なるほど合併のメリットというのはそういう点、せっかく財産各町でほかの旧町にないものを持っているわけですから、その辺の機構に関してはどんどん発展させて、これは新年度というか、もう9月からでも私は共通の財産として活用していくような形をとっていただきたいなど、ぜひこれは要望いたします。

**(内田会長)**

わかりました。それぞれ皆さん方からご意見をいただきました。ただ、先ほど瀬棚の平田委員からもお話がありましたように、急激にそれを変えるということになると、それぞれ町民の皆さん方も戸惑うのではなかろうかということで、当面こういう体制を残しておきたいというのは、これは今の幹事会の方でも、そういうことからこうした体制を残したということでございます。それぞれの皆さん方から今ご意見をいただきましたので、それぞれ本当にもっともな話だと思しますので、きょう皆さん方のご意見をいただいているわけですから、今後幹事会においても、先ほど高畑委員さんからの発言もありましたように、将来に向けて十分きょうのご意見を参考にしながら、これからの新しい機構改革の構想を練っていただくというようなことで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**(内田会長)**

それでは、質問がないようですので、報告第2号 新町の組織及び機構については了承してまいりますと存じます。

### 報告第3号 町章図案の選定について

(内田会長)

続いて、日程第4、報告第3号 町章図案の選定についてを議題といたします。  
事務局から報告第3号の議案の朗読と内容の説明をいただきます。

(山内係長)

資料の7ページの方をお開き願います。

報告第3号 町章図案の選定について。

町章図案の選定方法について、別紙のとおり報告する。

平成17年度3月29日提出。檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

町章選定について、事務局より説明いたします。8ページをお開き願います。

町章の選定につきましては、合併協議会の調整事項といたしまして新町において新たに定めるとされているところがございます。ですけれども、町章選定につきましては募集等も含めてある程度期間を要すること、あと合併後の本年11月開催を検討しております合併記念式典において、町章図案採用者などの賞品授与など考慮いたしまして、合併前から選定の準備を進めるという形で考えてございます。

町章選定のスケジュールでございますが、大まかなスケジュールといたしまして、来月、4月におきまして図案選定委員会を設置いたしまして、そこで募集方法など決定し、準備を進めていくということとしております。募集方法の詳細につきましては、委員会で決定していくというような形になろうかと思いますが、スケジュールといたしまして、5月、6月にかけて46日間程度の募集期間が必要と考えております。7月、8月におきまして、募集作品の総数などをホームページに掲載しまして報告するとともに、選定委員会を開きまして随時、候補作品10点以内に絞り込みを行い、その後都道府県章、他の市町村章など類似マークの確認作業を進めてまいりたいと思っております。合併後の9月におきまして、新町で設置いたします町章選定委員会において、この10点以内から採用作品、優秀作品を決定いたします。10月に入りまして、採用される町章図案の発表、デザインの調整、新町長によります告示、町旗等の作成をいたします。このような流れで町章選定について準備を進めていくということでご報告いたします。

9ページ、10ページをお開き願います。

10ページには、平成17年3月28日付におきまして3町長によりまして町章図案選定委員会設置に関する協議書を締結したものでございます。その中で、要綱を定めるとしてございまして、それが9ページでございます。こちらの要綱の方を簡単にご説明いたします。

まず、第1条の設置でございます。朗読させていただきます。

この要綱は久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町が合併して平成17年9月1日に誕生する「せたな町」の町章を募集して、「せたな町」のまちづくりの基本理念である「豊かで美しい自然、人と人とのふれあいを大切にするまちをめざして」にふさわしい町章を選定することを目的としてせたな町町章図案選定委員会を設置するとしてございます。

第2条におきまして、所掌事務でございます。こちらの方のまちづくりの基本理念、キャッチフレーズでございますが、こちらにふさわしい町章図案であること。町旗、バッジ、封筒等にも使用できる図案であること。用紙の地色を含めて4色以内とする。なお、グラデーションは不可とするというところでございます。(4)におきまして、自作の未発表作品であること。町章の募集方法等につきましては、別途委員会で定めるものとし、募集した作品の中から採用候補作品10点以内を選定するということとしております。

第3条におきまして、組織体制でございます。議会が推薦する者それぞれ1名、各町長が推薦する者各2名で、デザインの知識を有する者1名と計10名で構成を考えております。現在、推薦の方をお願いしているところでございます。

第4条におきまして、役員体制でございます。委員長1名、副委員長1名というような体制をとっております。

第5条におきまして、会議の運営に関する条項でございます。

10ページにいきまして、第6条の庶務。委員会の庶務は檜山北部3町合併準備事務局、こちらの方において処理をいたします。

第7条の報酬等でございます。委員が委員会に出席した場合は、費用及び費用弁償を支給する。第2項におきまして、委員会の報酬及び費用弁償については、檜山北部3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき支給する。第3項におきまして、委員の報酬及び費用弁償は檜山北部3町合併協議会で負担するという形にしております。

附則におきまして、この要綱は平成17年4月1日から施行する、このような形にしております。

以上、この要綱に基づき選定を進めてまいりたいと思っております。

これで町章選定に係る報告について終わらせていただきます。

#### (内田会長)

ただいま事務局から町章図案の選定スケジュールなどについての説明がありましたが、特に町章につきましては新町のシンボルとなるものでありますので、合併準備段階のときから、公募などの作業を取り進めていくということでございます。説明の内容について、皆さん方からご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。何かご意見ございませんでしょうか。

ちょっと私の方から1点聞きたいと思えます。これは入賞作品に、例えば普通だと賞金なんかをということをするのだけれども、それによって、応募する人のそれがないとどうなのだろうということ……。

#### (山内係長)

4月に設置します町章図案選定委員会の方で、賞金、賞品、そちらの方を決定していきたいと思っております。

#### (内田会長)



委員会の中で。わかりました。そういうことだそうでございます。  
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようでございますので、報告第3号 町章図案選定について了承をいたしたいと存じます。

ここで10分間、休憩をしていきたいと思えます。

(休	憩)	(午後2時20分)
(再	開)	(午後2時30分)

(内田会長)

それでは、休憩を解き再開をいたします。

**議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会収支補正予算について**

(内田会長)

続いて、日程第5、議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会収支補正予算についてを議題といたします。

事務局から議案第1号の説明をいたさせます。

(小板橋書記)

11ページお願いいたします。

議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算について。

平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,484万2,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年3月29日提出。檜山北部3町合併協議会会長。

内容についてご説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入は2款補助金を140万5,000円減額し、3款諸収入に1万1,000円を追加し、補正額合計で139万4,000円の減額となり、歳入総額3,484万2,000円とするものです。

歳出は、1款総務費を6万1,000円増額、2款事業費を145万5,000円減額し、補正額合計で139万

4,000円の減額となり、歳出増額3,484万2,000円とするものです。

12ページをお願いいたします。

このたびの補正の内容でございますが、歳入では歳出の減額に伴う補助金の精査、また歳出では決算を見越した過不足額の増減が主なものとなっております。この内訳でございますが、12ページの平成16年度檜山北部3町合併協議会補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

歳入でございます。先ほど申しましたとおり、歳出の減額に伴い、道補助金の地域政策補助金を精査し、減額しております。また、預金利子につきましては、実績により計上しております。

歳入は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目事務局費につきましては、決算見込みにより共済費と需用費に不足を生じることから、6万1,000円を増額するものでございます。2款事業費におきましては、事業執行残の精査による減額でございますが、2目調査研究費の旅費につきましては、本格的な合併準備に入り、各専門部会において行っている事務事業の具体的な調整方法など、合併準備全般にわたる事務の調査旅費を追加で計上させていただきました。なお、この旅費につきましては、総務費の既定予算で執行済みですが、道の地域政策補助金の補助対象にするため、事業費へ計上して振り替えるものでございます。

これらを合わせまして歳入歳出補正額合計で、139万4,000円の減額で、補正後予算額は歳入歳出総額3,484万2,000円とするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**(内田会長)**

それでは、ただいま収支の補正予算について説明がありました。この内容につきましては、質問がありましたら、承りたいと存じます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**(内田会長)**

それでは、ご質問がないようでございますので、平成16年度の檜山北部3町合併協議会収支補正予算案については、原案のとおり決定いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**(内田会長)**

それでは、決定をさせていただきます。

## 議案第2号 平成17年度檜山北部3町合併協議会収支予算について

(内田会長)

続いて、日程第6、議案第2号 平成17年度檜山北部3町合併協議会収支予算についてを議題といたします。

事務局から議案第2号の説明をいたさせます。

(小板橋書記)

14ページをお願いします。

議案第2号 平成17年度檜山北部3町合併協議会予算について。

平成17年度檜山北部3町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額はそれぞれ703万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
平成17年3月29日提出。檜山北部3町合併協議会会長。

内容についてご説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入は1款負担金693万5,000円、2款諸収入10万1,000円でございます。歳出は、1款総務費507万8,000円、2款事業費185万8,000円、3款予備費10万円でございます。歳入歳出総額は703万6,000円でございます。

この内訳でございますが、15ページの平成17年度檜山北部3町合併協議会歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。

歳入でございます。1款1項1目負担金につきましては、協議会の管理運営に要する負担金といたしまして、3町からそれぞれ人口割等により負担をしていただくものです。

次に、2款1項1目諸収入につきましては、16年度の協議会決算剰余金を繰越金として10万円見込みました。また、歳入現金の預金に係る利子として1,000円計上しております。歳入は以上でございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目事務局費につきましては、8月31日までの事務局の運営に要する経費でございますが、事務局職員の手当、臨時職員の賃金、共済費、また国や道との協議のための旅費、それから需用費、役務費、事務機器等の使用料、合わせて507万8,000円を計上しております。

次に、2款1項事業推進費につきましては、1目会議費においては3回の協議会を予定しまして、それに係る委員報酬、費用弁償及び事務費を74万7,000円計上しております。2目調査研究費には合併準備に係る専門部会・分科会等の関係機関との協議等の旅費として20万円を計上しております。3目広報広聴費につきましては、協議会だよりの作成、ホームページの管理に要する経費として91万1,000円を計上しております。

3款1項1目予備費につきましては、10万円を計上しております。

以上、歳入歳出703万6,000円とし、収支の均衡を図ったものです。  
説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(内田会長)

それでは、ただいま説明がありました17年度の収支予算について、何かご質問があれば承りたいと存じます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご質問がないようですので、平成17年度の檜山北部3町合併協議会収支予算については、原案のとおり決定いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしという声でございますので、決定をさせていただきます。

### 議案第3号 檜山北部3町合併協議会の解散について

(内田会長)

続いて、日程第7、議案第3号 檜山北部3町合併協議会の解散についてを議題といたします。  
事務局から議案第3号について朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、17ページでございます。

議案第3号 檜山北部3町合併協議会の解散について。

檜山北部3町合併協議会の解散について、次のとおり提出する。

檜山北部3町合併協議会の解散。

檜山北部3町合併協議会は、平成17年8月31日をもって解散するものとする。

協議会の収支については、協議会規約第18条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを決算するものとする。

平成17年3月29日提出。檜山北部3町合併協議会会長。

これにつきましては、合併協議会の設置ということにつきましても、これは地方自治法第252条の2に基づきまして、議会の議決をいただきながら設置したわけでございますが、解散に向けましても、協議会の廃止ということで、これも今回協議会の方にご提案申し上げながら、そして6月の議会に廃止の議決をお願いしたいという予定でいるわけでございます。

以上でございます。

**(内田会長)**

合併協議会の解散につきましては、原案のとおり決定をいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**(内田会長)**

それでは、ご異議がないようでございますので、檜山北部3町合併協議会の解散につきましては、原案のとおり決定をいたします。

それでは、本日の議事日程に上げられました協議案については、これで終了させていただきます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

**(小田委員)**

私ごとで大変恐縮でございますけれども、今回4月1日の異動で本庁の環境生活部の参事ということで、文化財団の方で仕事をさせていただくことになりました。この1年間、北部3町合併協議会の一員といたしまして、この合併という本当に歴史的な協議に参画させていただきましたことに、本当に心から感謝を申し上げたいと存じます。

各位の皆様には膨大な分野にわたる本当に困難な協議を乗り越えてここまでやってこられたことに対しまして、大変なご尽力に心から敬意を表したいと思っております。また、9月1日の新せたな町の誕生に向けまして、さらなるご尽力をご期待を申し上げます。

残念ながら私、ここでご一緒にその日を見ることができませんけれども、札幌の別な立場になりますけれども、1人遠くから祝杯を上げられるように見守ってたいと思っております。そして、私はこの1年間この檜山支庁に勤務させていただきまして、檜山の応援団として、またとりわけこの新・せたな町の応援団といたしまして、今後とも微力ながら努力してまいりたいと思っております。

本当に各町長さん方、議長さん方、各委員の皆様はこの1年間ご指導、ご厚情を賜りましたことに心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

**閉 会**

**(内田会長)**

それでは、ごあいさつ申し上げます。

今、私の方から改めてご紹介、そしてお礼を申し上げたいと思っておりました。今、はからずも小田委員の方から、異動でもって、今言われたように環境生活部の参事として、そしてまた文化財団の事務局長としてご栄転をされる。そしてまた、きょうは欠席でございますけれども、松本主幹さんにおきましては、渡島支庁の商工観光課長としてご栄転をされるということでございまして、

本当にお二人、そしてまた今回、橋本副支庁長さんも転勤をされるというようなことで、お三方については、この合併問題についても大変なご協力、そしてまたご尽力をいただきまして、私どもも本当に改めてお礼を申し上げたいと思うわけでございます。

ただ、残念なことに、そうしたかかわっていただいたお三方がそれぞれ一度に転勤をされるということにつきましては、本当に私どもも残念に思いますし、今、小田委員の方からも話がありましたように、私どもはできれば9月1日の新町の誕生を見て、ご転勤をいただきましたかっとなというふうに思うわけでございます。

今、札幌の方で1人祝杯を上げたいというようなことを言われましたけれども、そうでなく、ぜひひとつ9月1日の新町の誕生のときは、万難を排して私どものところに駆け参じていただきたい。これは私どもも、3町長ともに道の方に出向いて、ぜひお三方には出席をしていただくように要請をしてみたいというふうに思っております。

小田委員さんにつきましては、いろいろとまたこれからもご活躍をいただくわけでございますけれども、どうかひとつお体には十分気をつけられまして、センターの方に行かれまして、どうか私どもも事あるごとにまた寄せていただいて、いろいろとご指導をいただきたいというふうに思っております。

委員会の中では、私も大変委員に対しては失礼なことも申し上げましたけれども、今はただただおわびを申し上げたいというふうに思っております。今日まで大変ご協力、そしてまたご支援をいただきましたことに、今日お集まりの委員の皆さん方とともに改めて感謝を申し上げまして、委員のこれからのますますのご多幸、ご健勝を心からご祈念申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本日の会議につきましては、本当に皆さん方にはお忙しいところ、ありがとうございました。心からお礼を申し上げまして、閉会のごあいさつにさせていただきます。ご苦勞さまでございました。

(午後2時45分)